

信濃都市計画
(信濃町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

変更理由書

「信濃都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年 5 月の策定以降、約 9 年が経過したところです。

今般、平成 21 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等について概ねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市計画区域の範囲と目標年次	1
ア	都市計画区域の範囲	1
イ	目標年次	1
(2)	都市づくりの基本理念と目標	1
(3)	地域毎の市街地像	3
◆	都市構造図	5
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	6
(1)	区域区分の決定の有無	6
(2)	区域区分の方針	7
3	主要な都市計画の決定の方針	8
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
ア	主要用途の配置の方針	8
イ	土地利用の方針	9
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
ア	交通施設の都市計画の決定の方針	10
イ	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	12
ウ	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	13
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	14
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	14
ア	基本方針	14
イ	主要な緑地の配置の方針	14
ウ	実現のための具体の都市計画制度の方針	15
	都市計画マスタープラン附図	16

信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、信濃都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ・ 都市計画区域の名称：信濃都市計画区域
- ・ 対象市町村：信濃町
- ・ 範囲：信濃町の一部

イ 目標年次

- ・ 都市計画の基本的方向 平成 42 年
- ・ 都市施設などの整備目標 平成 32 年
(中間年 平成 27 年)

(2) 都市づくりの基本理念と目標

ア 都市づくりの基本理念

信濃都市計画区域は、観光都市として広く知られており、黒姫山、斑尾山などの雄大な山並みと高原に囲まれた湖・野尻湖の優れた自然環境や、ナウマンゾウ遺跡、一茶関連史跡、琵琶島などの歴史的観光資源を多く保有し、地域の大切な財産となっている。

平成 9 年の上信越自動車道信濃町インターチェンジの供用開始、平成 15 年の野尻バイパス第 2 工区の開通、北陸新幹線長野以北の建設開始によって、広域および地域の交流がさらに活発化することが期待される。

一方、社会情勢に目を向ければ、経済情勢の変化や社会の成熟化、技術革新や高度情報化の進展、高齢化や少子化の進展、安全性や環境問題に対する関心の高まりなど、まちづくりを取り巻く環境の変化への対応が求められている。

特に中心市街地や地区の商業地の衰退、高齢者の生活移動、環境負荷の増大など拡散型都市構造に関わる問題（集約型都市構造）や地球規模の環境問題（CO₂削減）（低炭素社会）についての対応が必要となっている。

さらに東日本大震災以降、安全・安心のまちづくりの重要性・必要性が再認識され、安全・安心のまちづくりが緊急かつ最重要課題となっている。

よって、まちづくりにおいては、安全・安心で「住み続けたい」と思える快適な質の高い都市環境（構造・空間）を創出することが必要となっている。

豊かで、明るく、住みよい、活力に満ちた生活環境を築くため、美しい自然と歴史的風土・伝統・文化などの地域の特性を十分に生かした個性あるまちづくりを進め、以下の基本理念に基づき本区域のまちづくりを行う。

「美しい自然に囲まれた快適環境と安全・安心なまちづくり」

イ 都市づくりの目標

まちづくりの目標を次のとおり設定し、上記に示した基本理念の実現を目指す。

●自然環境の保全を通じたCO₂削減への取組み

本区域は豊かな自然環境の農山村地域であり、山地・高原・湖・農用地など自然環境に恵まれていることから、生物多様性の保全及び持続可能な社会の形成にも考慮しつつ、これらの自然環境の保全に努めてCO₂削減を図り、喫緊の課題である地球温暖化の防止に貢献する。

●安全・安心の都市づくり

人々が豊かな自然環境と共生し、自然災害とも向き合い共存するための‘災害に強い都市づくり’は、東日本大震災以降、同様に喫緊の重要課題である。よって、国の指針を踏まえた「防災計画」の見直しを図り、‘災害に強い都市づくり’を進める。

また、ユニバーサルデザイン化を図ることにより、誰に対しても‘わかりやすく’‘使いやすい’施設等の利用ができるよう、安全・安心なまちづくりに努める。

●観光都市づくり

雄大な山並み、高原、湖、史跡及び歴史的観光資源を有し、観光拠点が形成されている本区域は、広域交通体系の整備により観光・グリーンツーリズムの発展が期待される。信濃町の総合計画における観光方針及び今後策定される「観光事業計画」に基づき、‘観光都市づくり’を進める。

●良好な定住環境の形成

古くからの市街地及び区域全体に点在する農村集落地においては、過疎化に歯止めをかけ、安心して暮らせる高度な都市サービスを楽しむ良好な定住環境の形成を目指すとともに、長野都市圏における住宅都市として、快適な住環境を有する市街地整備を図る。

さらに市街地と各拠点・集落を結ぶ交通・情報基盤を整備し、防災機能の確保の視点も加え、日常、非常時及び緊急時の連絡・避難機能の強化・向上を図る。

●自立性の高い産業育成

本区域が存立する後ろ盾としての産業面では、歴史ある観光を核とした地域産業の再構築を図るとともに、上信越自動車道を活用した、長野都市圏の機能分担による産業誘致に努める。

また、地域資源・潜在資源の発掘と有効活用、雇用の場確保による地元定着の促進、経験豊富な高齢者の活用など自立性の高い産業育成を目指す。

●活発な地域間交流の促進

上信越自動車道信濃町インターチェンジ周辺、J R 黒姫駅周辺など交流拠点については、都市機能の役割分担に対応するため、計画的な基盤整備に努める。

また、通勤通学、産業活動、買物等の都市活動の拡大への対応を図るための交通基盤の整備、グリーンツーリズムなど大都市と農村との交流促進、観光拠点相互の連携の強化などにより、区域内、圏域内、さらに広域的な地域間交流の促進を図る。

●魅力あふれるふるさとづくりの推進

北信五岳や野尻湖などの大自然と調和したまちづくりの推進、豊富な歴史的資源の保全と活用の推進など、住民が誇りを持つことのできる魅力あふれるふるさとづくりを目指す。

●住民・地域の協働による個性ある都市づくり

住民や企業が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、企業及び行政の協働によるまちづくりを実施する。

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の4つの地域に分けた市街地像の形成に向け、まちづくりを進める。

ア 都市拠点（J R 黒姫駅周辺から連担する用途地域）

J R 黒姫駅周辺から町役場を経由し古間地区に及ぶ現在の市街地は、一般国道 18 号沿道等に商業、業務、住宅等の都市的土地利用が進んでいる本区域の中心地であるとともに、俳人小林一茶の関連史跡が立ち並ぶ地域である。

この中心市街地においては、計画している都市計画道路の整備等とともに、今後とも観光・商業・業務・文化・医療・福祉など都市機能を適正に配置し、その拠点性の向上を図る。

また、幹線道路沿道の商業地の周辺には、住宅地を配置し、豊かな自然環境と利便性の高い都市機能とが調和した住居系市街地の形成を図る。

イ 観光拠点（野尻地区）

野尻地区は野尻湖畔に位置し、一茶の里、黒姫高原、野尻湖から斑尾高原に連なる観光地ネットワークの一角を占める。また、野尻湖観光以外にも、周囲に立地する野尻湖ナウマンゾウ博物館等の歴史的な観光資源とともに別荘分譲地が多くあり、観光拠点地として高い可能性を持っている。

このため、豊かな自然環境と美しい自然景観、歴史的観光資源を保全しながら、遊歩道の整備、歴史・文化を活かした歴史的観光ルートの整備、拠点施設・沿道景観の整備など、リピーターを呼び込める観光地を目指した基盤整備を図る。

ウ ふるさとの農用地*・集落地

中心市街地南西部及び主要地方道飯山妙高高原線沿いに集団的な優良農地が広がり、その周辺に集落が点在し、人と自然が共生する美しい農村景観がある。

この優良農地については、農業振興地域制度に基づき、本区域の農業生産を担う基盤として保全に努めるとともに、点在する集落及びその農村景観の維持・保全を図る。

エ 自然と共生する地域（自然保全地域含む）

本区域は豊かな自然と共生する地域であり、これら自然・環境・景観の維持・保全に努めることが重要である。

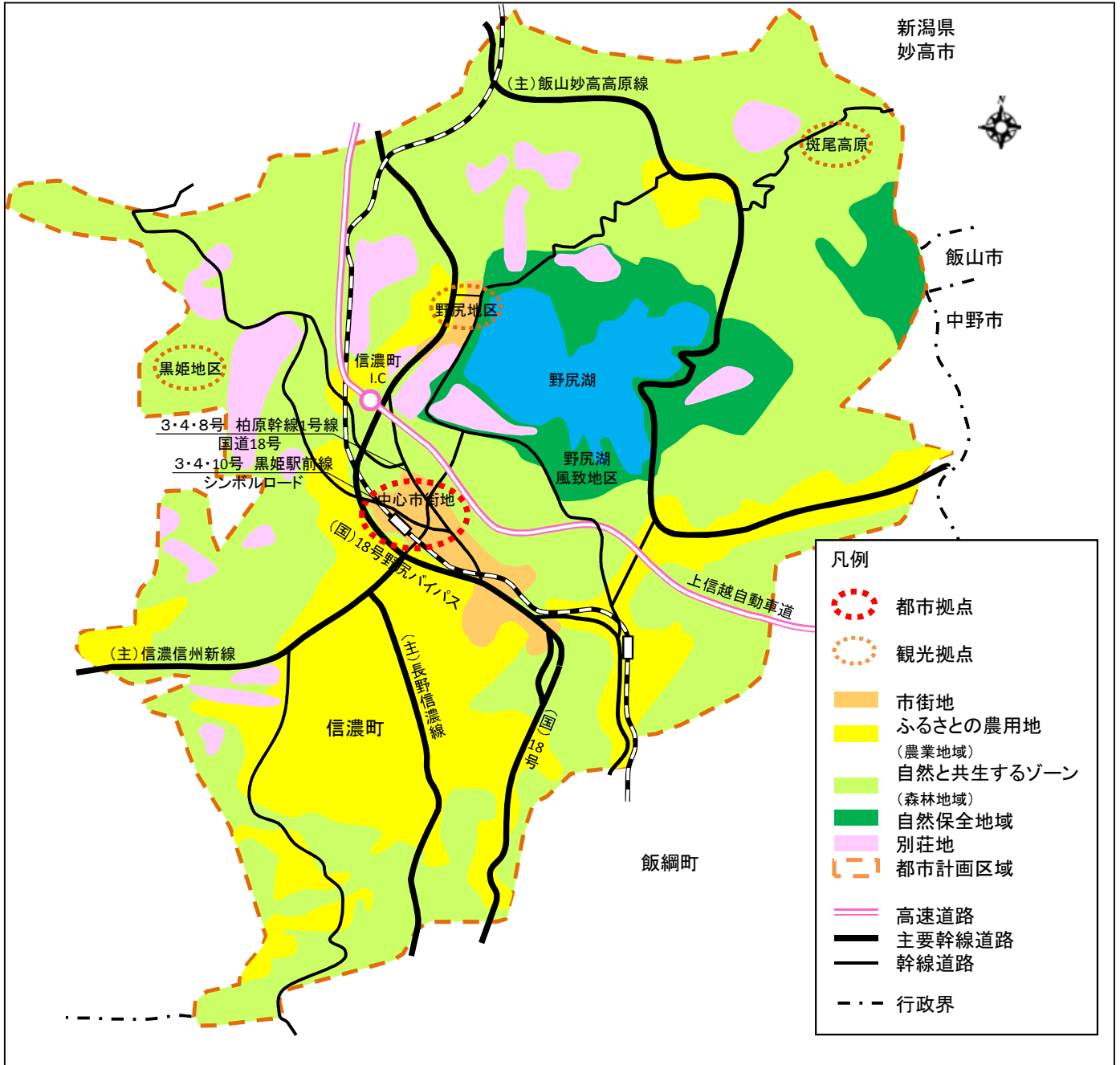
特に、上信越高原国立公園に指定されている野尻湖や黒姫高原、斑尾高原については、これらの優れた自然環境を後世に継承するため、長野県環境基本計画、長野県景観計画等に基づき、総合的な自然環境保全を図り、併せて生物多様性の保全にも配慮する。

信濃町内に点在する別荘地域は、将来にわたり価値のある交流ゾーンの維持を図るため、景観・環境の保全を促進する。

また、ア～ウをとりまく樹林地・自然地は、水源涵養機能の確保のための育林と開発の抑制・保全を原則とし、住民が自然と触れあうことのできる活用方策の検討を図っていく。

* ふるさとの農用地：農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）

◆都市構造図（信濃都市計画区域）



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

ア 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。その概要は、以下のとおりである。

- ・用途地域外での過去5年間における農地転用状況をみると、県平均より低い。
- ・また、本区域における平成12年から平成17年の人口推移は、用途地域内で194人の人口減少、用途地域外で270人の人口減少と、用途地域内外のいずれにおいても人口減少傾向を示しており、市街地外への拡散抑制の必要性は低い。
- ・信濃町の平成17年の行政区域人口は9,927人であり、平成7年から平成17年の人口推移は1,428人の人口減少となっている。
- ・平成3年から平成13年の第2・3次産業従業者数は12.79%減少しており、市街地拡大の可能性は低い。

イ 地域特性を踏まえた区域区分の検討

本区域の市街地外の良好な自然環境、特に野尻湖周辺は、上信越高原国立公園（風致地区と一部重複）として指定されているとともに、また、信濃町策定の「野尻湖の水辺整備基本計画」に基づき、水辺環境の整備などへの取り組みが推進されている。

さらに、市街地南西部に広がる優良な農地については、「農業振興地域の整備に関する法律」における農用地区域に指定されているとともに、1,000㎡以上の開発については、「信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」による誘導を行っており、今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性は低いと判断され、またイに示す地域特性を踏まえ、区域区分以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、信濃町の土地利用計画に基づく規制・誘導と併せ、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度等の活用等により、計画的な土地利用の実現が可能と判断し、区域区分を定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的・計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

ア おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

表-1 おおむねの将来人口

年次 区分	平成17年 (基準年)	平成27年 (中間年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口	9.9千人	おおむね 8.8千人	おおむね 8.2千人

(注) 平成17年基準年人口は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27・32年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要用途の配置の方針

(7) 商業地

a 中心商業地

J R 黒姫駅から一般県道黒姫停車場線（3・4・10号黒姫駅前線）を經由し柏原地区の一般国道18号沿道に至る地区は、今後とも、本区域の中心的な商業業務機能を担う拠点として位置づけ、現在指定している商業地域を基本とし、商業・サービス施設・観光関連施設等の集積による商業機能の維持改善を図る。

b 地区商業地

古間地区の一般国道18号とJ R 信越線に挟まれた地区は、古間地区の近隣住民の生活商業機能を担う拠点として位置づけ、現在指定している商業地域を基本とし、商業・サービス業等の集積による地域利便性の向上を図る。

c 観光商業地

一般県道古間停車場野尻線及び一般県道信濃斑尾高原線沿道の野尻地区は、歴史ある野尻湖観光の拠点であり、現在指定している近隣商業地域を基本とし、リゾート型商業施設の集積による商業機能の向上を図る。

(イ) 工業地

古間地区及び富士里地区は、今後とも、本区域の中心的な産業の活性化を担う拠点として位置づけ、公害防止に配慮しつつ、生産機能の向上を図るとともに、周辺環境整備を促進する。

J R 黒姫駅西側と一般国道18号バイパスの間の地区は、複合的な土地利用を行う地区として位置づけ、住宅・商業・観光関連施設・沿道サービス施設等の共存する複合機能の維持改善を図る。

(ウ) 住宅地

a 専用系の住宅地

古間上島地区、柏原緑が丘地区及び信濃中学校周辺地区は、自然環境に恵まれた住宅地として位置づけ、現在指定している住居専用系用途地域を基本とし、中低層階の住宅地としての良好な住環境の創出を図る。

b 一般住宅地

専用系以外の既存の住宅地は、一般住宅地として位置づけ、現存している住居系用途地域を基本とし、住環境を保全するとともに、小規模な商業店舗や小規模な工場などが住宅と共存できる地区として生活環境の改善・向上を図る。

イ 土地利用の方針

(7) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

今後の産業構造や社会情勢の変化に対応できる産業振興と土地の活用を図るため、今後の人口動態等を踏まえながら、用途地域等の効果や課題を検証し、必要に応じて変更や見直しを行う。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地や別荘地等は、生活環境施設の整備を推進するとともに、敷地内の緑地を積極的に保全し活用することにより、魅力のある住宅地の形成に努める。

快適な居住環境の形成を図るため、身近な公園緑地や地区内の生活道路、衛生的な下水道等の生活環境施設の整備を推進する。

(ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中心市街地に少ない街区公園や都市緑地の整備を推進し、バランスのとれた都市内のオープンスペースの整備を進める。

(エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づく農用地区域として設定されている集团的優良農地や、ほ場整備事業などの農業基盤整備事業の受益地等は、その保全を図る。また、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び計画的な土地利用と農地の有効活用を図り、優良農地の確保・保全に努める。

特に、市街地南西部及び主要地方道飯山妙高高原線沿いに広がる集团的優良農地は、本区域の農業生産を担う基盤として、その保全を図る。

(オ) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、国の防災指針を踏まえて「防災計画」の見直しを図る中で、建築物の立地抑制等を行う区域を、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等として指定を行うことを推進する。

(カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域を取り巻く山地、丘陵地、湖沼などの恵まれた自然環境は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な要素であることから、これらの自然資源の保全を図る。

また、野尻湖周辺、黒姫山麓、斑尾高原、霊仙寺山麓には、自然環境を生かした別荘地が開発され、野尻湖でのマリンスポーツ、黒姫高原・斑尾高原での登山、高原散策、スキーなど、恵まれた自然条件を活かした観光・リゾート地として広域から集客してきた歴史を持つ。こうした歴史をさらに後世に伝えるためにも、現在指定されている国立公園を規制する自然公園法、風致地区制度などを継続し、さらに長野県環境基本計画及

び長野県景観計画に基づき、生物多様性の保全に配慮し、自然環境保全を図る。

森林地域や農業地域については、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。

(キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の定められていない区域では、白地地域における土地利用の環境特性を踏まえた建築物の容積率、建ぺい率の区分に沿って、周囲の景観や環境に調和した形態、規模の建築物の立地を図る。

野尻湖周辺、黒姫山麓、斑尾高原、霊仙寺山麓の別荘地については、低層の住宅地に配慮し、良好な環境を保全する。

野尻湖・黒姫高原の観光地や一般国道 18 号等の幹線道路沿いは、業務商業機能の拡充を促進するため、周囲の環境との調和を図りながら、現在の土地利用に応じて中層または低層の建築物の立地を図る。

さらに、優良農地の保全に配慮しながら、農振白地の分散状況を踏まえつつ、信濃町都市計画マスタープラン等の具体的な土地利用計画に沿って、都市的な土地利用の集約を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

○ 道路交通体系

本区域における主要な道路交通体系としては、上信越自動車道、一般国道 18 号バイパス及び一般国道 18 号（3・4・8 号 柏原幹線 1 号線）を基幹とし、主要地方道信濃信州新線、主要地方道長野信濃線、主要地方道飯山妙高高原線、一般県道黒姫停車場線、一般県道古間停車場野尻線、一般県道古間停車場線、一般県道杉野沢黒姫停車場線、一般県道栃原北郷信濃線、一般県道水穴古間停車場線及び一般県道信濃斑尾高原線により形成され、J R 黒姫駅・J R 古間駅を中心として放射状に配置されている。また、都市計画道路は、中心市街地周辺の 12 路線が計画決定されている。

しかし、未整備区間も多いため、交通量の増加、幅員不足などにより、改良が必要になっており、また土地利用・市街地整備に対応した道路整備が必要である。

このような現況を踏まえ、本区域においては、道路の役割分担（域内交通と域外交通の分離等）を明確にした道路網の再構築を進め、中心市街地の混雑緩和、本区域と周辺市町村との連絡性の向上及び区域内の各地域拠点の発展を促し、中心市街地と地域拠点間の連携の強化に資する道路網の形成を進め、都市づくりの基本理念の実現を図る。

○ 道路環境

J R 黒姫駅周辺から 3・4・10 号 黒姫駅前線を經由して 3・4・8 号 柏原幹線 1 号線に至る道路は、本区域のシンボリックな道路として位置づけ、親しみや潤いを感じることのできる道路空間の創出と、安全で快適に歩行できる道路整備を行う。

また、豪雪地帯である気象条件を克服し、冬期間の交通を確保するため、雪に強い道路づくりを行う。

○ 公共交通

北陸新幹線開業に伴う在来線の J R 経営分離、利便性・効率化を目的としたバス運行の見直し等の課題があり、公共交通体系の大きな転換期を迎える。公共交通については、現状のサービスレベルが確保される体系を目指す。

b 整備水準の目標

道路交通においては、平成 23 年度末現在、都市計画道路 12 路線、計画延長 20.91km のうち、改良済延長 7.48km、概成済延長 6.16km、計 13.64km（計画延長に対し 65.2%）の整備が行われている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図る。

また、道路環境の向上及び公共交通の整備についても、関係機関との協議を行いながら、その整備の推進を図る。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 道路

○ 自動車専用道路

上信越自動車道は、国土レベルの交通軸として位置づける。信濃町インターチェンジについては、本区域と広域とをつなぐ交通拠点として位置づけ、インターチェンジ周辺整備など拠点整備の推進により、商業・工業・物流・観光等の地域産業の活性化を図る。

○ 主要幹線道路

一般国道 18 号（3・4・1 号 国道 18 号野尻バイパス線）及び主要地方道長野信濃線は、本区域の南北方向の主軸を担い、本区域と周辺市町村を相互に連絡する道路として位置づけ、交通機能の向上を図る。

主要地方道信濃信州新線及び主要地方道飯山妙高高原線は、本区域の東西方向の主軸を担い、本区域と周辺市町村を相互に連絡する道路として位置づけ、交通機能の向上を図る。

○ 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ道路として幹線道路を配置する。

本区域では、幹線道路として一般国道 18 号、一般県道黒姫停車場線（3・4・10 号黒姫駅前線）、一般県道古間停車場野尻線、一般県道古間停車場線、一般県道杉野沢黒姫停車場線、一般県道栃原北郷信濃線、一般県道水穴古間停車場線及び一般県道信濃斑尾高原線を位置づけ、交通機能及び沿道利用機能の向上を図る。

○ 補助幹線道路等

上記以外の計画幅員の狭小な都市計画道路等については、それぞれの地域における交通通行機能、空間形成機能及び街区形成機能を担う補助幹線道路・区画道路として位置づけ、必要な整備を進めていく。

○ 歩道等

観光地としての魅力を創出するため、主要な観光路線については、植栽や標識の設置・沿道景観の整備を図る。

幹線道路は、歩車道の分離や右折帯の設置により歩行者の安全性の確保を図る。また、歩道については、車椅子やベビーカーが歩行しやすいように段差の解消や利用しやすい歩行空間の確保を図る。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

種別	路線番号・施設名
道路	3・4・1号 国道18号野尻バイパス線

イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(ア) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

公共下水道整備は、柏原地区の一部の整備を残し、おおむね整備が完了している状況にある。今後は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、普及率の向上に努める。

(b) 河川

河川は、野尻湖、鳥居川及び池尻川をはじめとする河川の改修事業を促進し、下流域の安全確保を図る。

また、整備にあたっては、治水機能だけでなく都市景観や親水性の向上、水質の浄化・自然環境の保全などに配慮しながら、うるおいのある水辺空間を創出していくものとする。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

下水道整備構想に基づき、下水道整備事業の中で、残る柏原地区の一部について公共下水道の整備を行う。

(b) 河川

治水安全性を高めるための河川整備を継続しながら、生物多様性の保全に配慮しつつ、利水・親水の観点から、うるおいのある美しい水辺環境の形成を図り、良好な水辺空間を創造する多自然川づくりを推進する。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

公共下水道基本計画に基づく本区域の汚水処理整備がほぼ完了する。今後は、整備済施設について適切な運営・管理を図る。

b 河川

配置方針は、現在の河川流域を基本とし、治水計画や河川整備計画の考え方に基づいた整備を進める。

(ロ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設はない。

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(ア) 基本方針

高齢化社会の到来、核家族化の進展等に対応して、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を目標として、日常の住民生活に必要な供給処理施設等が整備されてきたが、今後も住民のニーズに応えるため、施設の整備と充実を図る。

(イ) 主要な施設の配置方針

a 供給処理施設

汚物処理場として、整備済の北部衛生センターを位置づけ、適正利用を図る。

ごみ焼却場として、整備済の北部衛生センターごみ焼却場を位置づけ、適正利用を図る。

また、長野広域連合が整備を進めている A ごみ焼却施設の完成後は、当施設を位置付け、適正利用を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

黒姫駅周辺の商業地、市街地の中の未利用地、一般国道 18 号沿道、上信越自動車道信濃町インターチェンジ周辺地区等で、住民の合意形成のもと土地区画整理事業等により市街地整備を図る。

イ 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な市街地開発事業は、現在のところない。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、上信越高原国立公園に隣接し、周囲は北信五岳に囲まれ、その裾野には美しい田園が広がる恵まれた自然環境にあり、良好な自然景観と特色ある地勢を形作っている。

黒姫高原では、夏はコスモス畑、冬はスキー、野尻湖ではマリンスポーツ、わかさぎ釣り、斑尾高原ではゴルフ、スキーなど、年間を通して、恵まれた自然条件を生かした観光・リゾート地として親しまれている。こうした優れた自然環境を有する山地及び丘陵地においては、人と自然との調和を図りながら、良好な樹林地等の環境資源の維持・継承を図っていく。

農振農用地区域を中心に形成される農村集落においては、優良農地の維持に努め、農業の振興を図るとともに、農村景観の保全を図る。

公園整備にあたっては、現存する歴史的・文化的・自然的な環境資源や生物多様性の保全に配慮しつつ、その適地を選定するとともに、環境資源を活かした特色ある公園の整備を図る。

また、優れた緑地環境を活かした拠点整備を図るとともに、拠点のネットワーク化を図る。

(1) 緑地の確保目標水準

本区域においては、都市計画公園・緑地は現在のところ計画決定されていないが、街区公園の代替機能を有する児童遊園（19 箇所）、野尻湖畔に水戸口公園が開設されている。今後はこれらの公園などの維持・保全を図る。

イ 主要な緑地の配置の方針

(7) 環境保全系統

本区域を取り巻く山地、丘陵地及び野尻湖は、本町の骨格を形成する緑の拠点であり、自然と調和した場として、積極的に保全を図る。

市街地周辺に広がる農用地は、基幹産業である農業の振興及び自然環境の保全のため、

また、特色ある郷土景観及び農村景観として、積極的に保全を図る。

(イ) レクリエーション系統

観光拠点・別荘地域である黒姫高原、野尻湖、斑尾高原及び霊仙寺山麓は、貴重な自然資源の維持・保全を図りながら、交流拠点として有効利用を図る。

野尻湖は、良好な水辺環境の保全とともに、水戸口公園の充実及び湖畔遊歩道の整備を図る。

(ウ) 防災系統

防災系統緑地は、住民の生存に係る緑地であるという観点から、災害発生箇所及び災害の発生するおそれのある地区について、国の防災指針を踏まえ、それらを防止・軽減する公園・緑地の配置を行う。

幹線道路沿い及び工業系用途地域内の緩衝緑地は、公害防止・軽減機能を有する緑地とする。

自然災害の発生危険度の高い急斜面地、河川沿い等の緑地は、同様に国の防災指針を踏まえ、防災対策を講ずる。

(エ) 景観構成系統

本区域の一体的な景観形成を目指し、山麓、丘陵部の樹林地及び農地を含めた総合的な都市景観の形成を目指す。そのため、農林地域の緑地の保全や遊休農地の有効利用、森林の保全・育成を図り、美しい郷土景観の形成を図る。

また、社寺、境内地等の樹林地は、都市内に存在する数少ない樹林地であり、良好な景観を有する都市内緑地として重要であることから、象徴的かつ景観を特徴づける緑地として保全を図る。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(7) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

住区基幹公園については、住区別の人口を勘案し、誘致距離・需要・候補地の検討のもとに配置する。

その他の公園や緑地等については、自然的・歴史的条件を考慮して風致公園及び緑地緑道を配置する。

(イ) 緑地保全地域等の決定目標及び決定方針

既に風致地区（上信越高原国立公園と一部重複）として決定されている野尻湖及びその周辺における風致の維持を図る。

現在指定されている農振農用地、保安林等の維持を図る。

また、野尻湖周辺、斑尾山、黒姫山及び霊仙寺山一帯は、生物多様性の保全や自然景観の保全に配慮しつつ、観光資源としての活用を図る。

◆都市計画区域マスタープラン附図（信濃都市計画区域）

